Report 02

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定

平成22年3月5日／環境省

平成9年に改正された廃棄物処理法が施行されてから10年が経過し、平成9年改正法の附則及び平成12年以降の累次の改正法の附則に基づき、政府において施行状況について検討を加えることとされています。

これを受けて、平成22年1月15日に中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会廃棄物処理制度専門委員会において、「廃棄物処理制度専門委員会報告書」がとりまとめられました。

本報告書を踏まえて、平成22年3月5日に廃棄物処理法の一部を改正する法律案が閣議決定されました。概要は以下のとおりです。

法改正の必要性

Ⅰ.廃棄物の適正な処理を巡る課題

①不法投棄等の不適正処理は依然として多数発覚、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底等が必要

②廃棄物処理施設（最終処分場等）による環境汚染への住民不安に配慮し、維持管理対策の強化が必要

Ⅱ.廃棄物の適正な循環的利用の促進を巡る課題

①再生利用は進んでいるが、産業廃棄物の排出抑制が不十分

②廃棄物の循環的利用の確保が必要

③廃棄物の焼却時の熱利用が進んでいない

法案の概要

【施行期日】公布の日から1年以内で政令で定める日から施行する。

1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

❶産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設

❷建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化

※建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するかが不明確

❸不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定

❹従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ　※現行法では、1億円以下の罰金

2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

❶廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け

❷設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付ける等の措置を講ずる

3. 廃棄物処理業の優良化の推進等

❶優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設

※現行法では、産業廃棄物処理業の許可の期間は一律に5年

❷廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置

環境省

4. 排出抑制の徹底

●多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設
※現行法では、作成・提出を義務付ける規定はあるが、これを担保する規定はない

5. 適正な循環的利用の確保

●廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加
※現行法では、輸入した廃棄物を自ら処分する者に限定して廃棄物の輸入を認めている

6. 焼却時の熱利用の促進

●廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の登録を受けることのできる制度を創設

Report 03

国土交通省・環境省

建設リサイクル法の省令改正

平成22年2月／国土交通省・環境省

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」附則第4条では、「施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされています。

これを受けて、平成20年12月に社会資本整備審議会及び中央環境審議会の関係委員会において「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について」がとりまとめられました。

同とりまとめ内容等を踏まえ、この度、1）建設リサイクル法施行規則の一部改正、2）建設リサイクル法に係る「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」の改正が2月9日に公布されました。また、建設リサイクル法に係る「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」の改正に向けたパブリックコメントの募集が行われました。

以下に、改正内容の概要を紹介します。

1）建設リサイクル法施行規則の一部改正（平成22年4月1日施行）

取組が遅れている木材の再資源化を促進するため、木材の分別の妨げとなる建設資材（石膏ボード等）を先に取り外すよう、解体工事の工程の順序を詳細化した。

2）「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」の一部改正（平成22年4月1日施行）

建設リサイクル法第10条の規定に基づいて行う「対象工事の事前届出」に関し、届出者の負担軽減、行政実務の効率化の観点から、様式（第1号及び第2号）の見直しを行った。

国土交通省 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正について
URL http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const_tk1_000021.html